



プライバシーマーク制度の概要

財団法人 日本情報処理開発協会

プライバシーマーク推進センター

平成20年11月

概要

プライバシーマーク制度は、日本工業規格 J I S Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報に関するマネジメントシステムを整備し運用している事業者であることを認定して、その旨を示す“プライバシーマーク”を付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度





目的

- ① 事業者の個人情報保護の適切性が、目に見えるプライバシーマークで示すことによって、個人情報保護に関する消費者の意識の向上を図る
- ② 消費者の個人情報保護意識の高まりにこたえ、社会的な信用を得るために、適正な個人情報保護の仕組みを構築することへのインセンティブを事業者に提供すること

● ● ● | 認定を受けるメリット

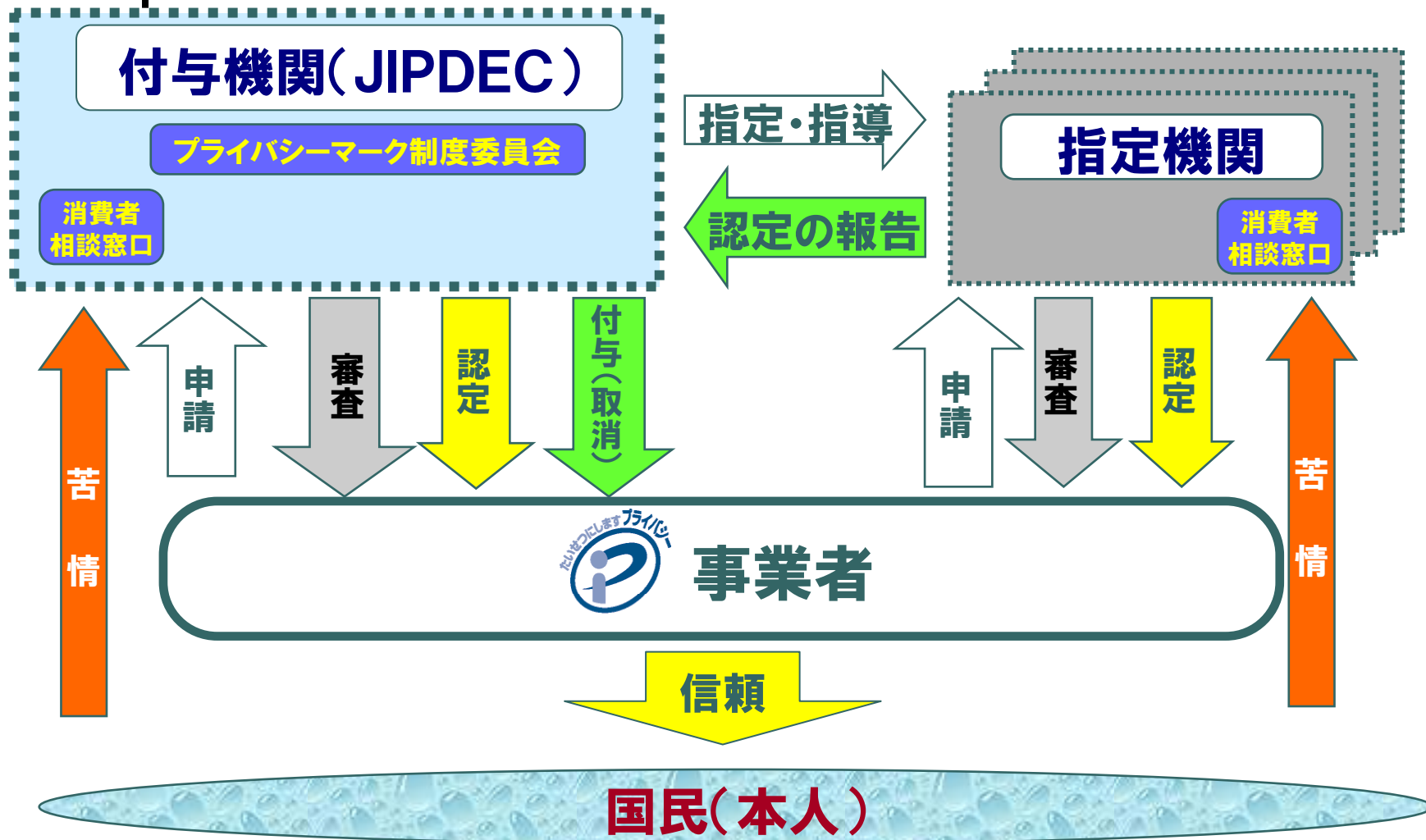
目に見えるプライバシーマークで示すことによって、個人情報適切に取扱っていることを、消費者や取引先にアピールできる。

(例)名刺、パンフレット、ホームページ等に表示

審査基準であるJISQ15001は個人情報保護法を取り込んでいるため、JISQ15001に適合していれば、個人情報保護法を遵守していることになる。

個人情報を取扱う現場を審査するため、認定を受けた企業への信頼度は高い。

制度の実施体制



付与の対象

国内に活動拠点を持つ事業者で

- ① JIS Q 15001 (2006) に準拠した個人情報保護マネジメントシステム (PMS) を構築していること
- ② PMSに基づき個人情報の適切な取扱いが実施されていること
- ③ **欠格事項**に該当しない事業者

[欠格事項 –主なもの–]

- 申請の日前3ヶ月以内にプライバシーマーク付与の申請又は再審査請求についてプライバシーマーク付与を否とする旨の決定を受けた事業者
- 申請の日前1年以内にプライバシーマーク付与認定の取消し又はプライバシーマーク使用契約の解除を受けた事業者
- 申請の日前1年以内に個人情報の取扱いにおいて個人情報の外部への漏えいその他の本人の利益の侵害を行った事業者

付与の単位

プライバシーマークの付与単位は、法人単位

プライバシーマーク制度は、個人情報の保護に関する法的な義務もなかった平成10年4月から運用しています。制度運営の主な目的は、“**我が国における個人情報の取扱いを適切に行う事業者を拡大すること**”でした。そのため、運用開始当初から数万人単位の従業者を抱えて事業展開している大規模な事業者の取組みを促進させることに便宜を図り、一定の条件を課した上で、いわゆる事業部門単位での認定を経過的な措置として認めてきました。

しかしながら、平成17年4月1日から「個人情報保護に関する法律」が全面的に施行され、国内の殆どの事業者がこの法律に“**法人として適合する**”義務を負う環境となってきたことから、事業者の一部門を認定する経過的な措置を終了することとしました。

付与の有効期間

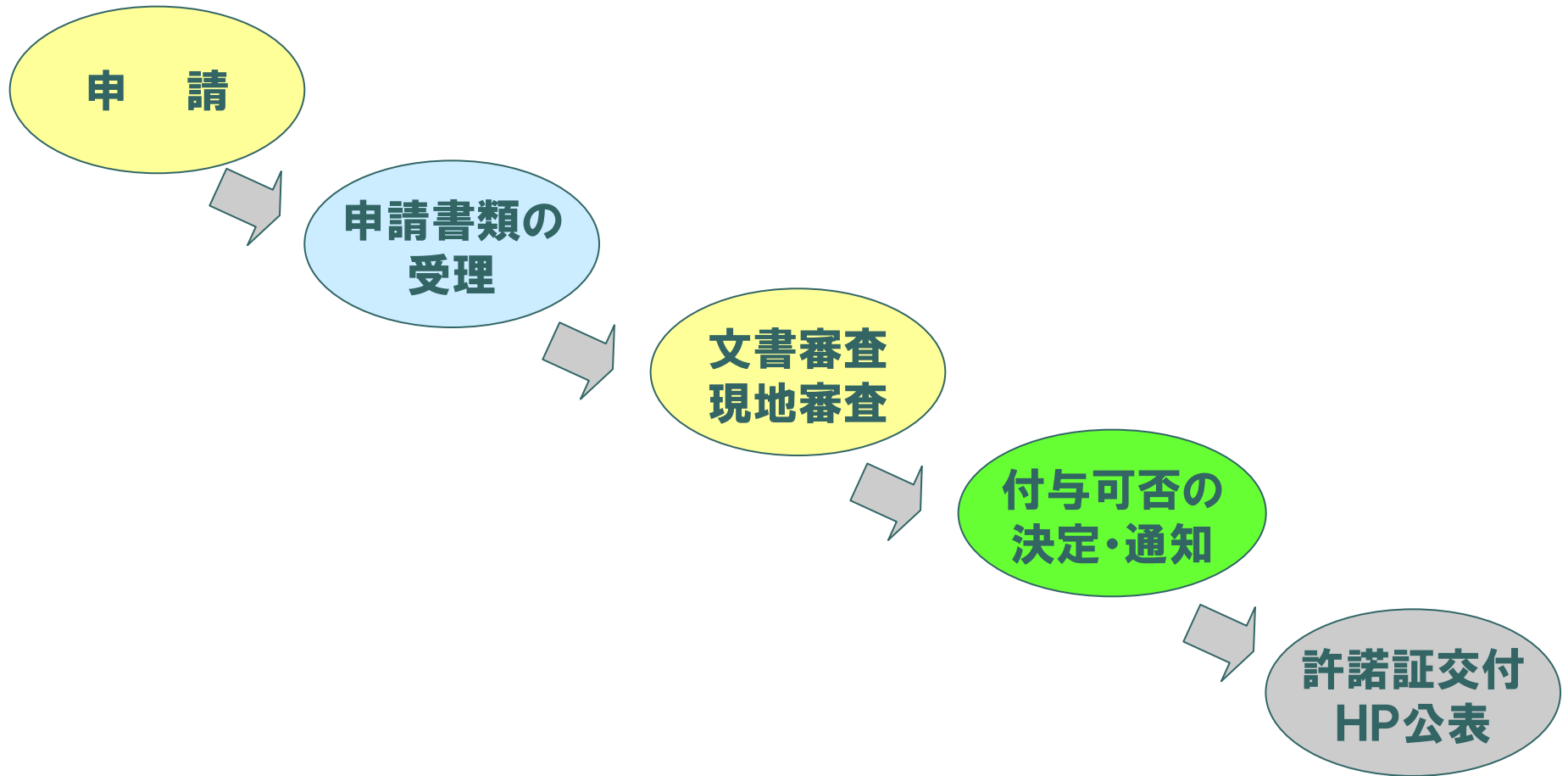
一回の認定によるプライバシーマーク付与の有効期間は2年間



ただし、

- ① 更新の手続きによって2年間の延長
- ② 以降は、2年ごとの更新が可能

付与認定の手続



申請先

① 指定機関に申請する

- ・ 下記の指定機関の会員となっている事業者の場合

(社) 情報サービス産業協会	(社) 日本マーケティング・リサーチ協会	(社) 全国学習塾協会
(社) 全日本冠婚葬祭互助協会	(社) 日本グラフィックサービス工業会	(社) 日本情報システム・ユーザー協会
(財) 日本データ通信協会*	(社) コンピュータソフトウェア協会	(社) 日本印刷産業連合会
(財) 放送セキュリティセンター	*電気通信分野の事業者が原則。	

- ・ 保健・医療・福祉分野の事業者の場合

(財)医療情報システム開発センター

- ・ 本社の所在地が下記の場合

北海道 ⇒ (社)北海道IT推進協会
青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県 ⇒ (特非)みちのく情報セキュリティ推進機構
愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県 ⇒ (社)中部産業連盟
大阪府、京都府、福井県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県 ⇒ (財)関西情報・産業活性化センター
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 ⇒ (財)くまもとテクノ産業財団

② 付与機関(財団法人日本情報処理開発協会)に申請する

- ・ 上記①に該当しない事業者の場合

審査

(1) 受取

- ・ 申請書類の不足及び記載漏れ等がないか確認

(2) 受理

- ・ 記載内容に不備がないか、申請資格があるか等の形式審査

各指定機関の
事務局

(3) 審査

- ① 文書審査
- ② 現地審査

審査員

付与可否の通知と公表

指定機関

審査結果に基づきプライバシーマーク付与の可否を決定し、申請者と付与機関に通知

認定通知

認定通知

申請者

プライバシーマーク使用契約の締結と許諾証の受理後、プライバシーマークの使用を開始

許諾証

付与機関
JIPDEC

プライバシーマーク使用許諾証を交付し、ホームページで公表

プライバシーマークの使用

(1) 使用の契約

- 付与機関と、プライバシーマーク付与認定を受けた事業者との間で、「プライバシーマーク使用契約」の締結
- 契約期間は2年間

(2) 使用の規定

- プライバシーマークは下記の場所等に使用することができる

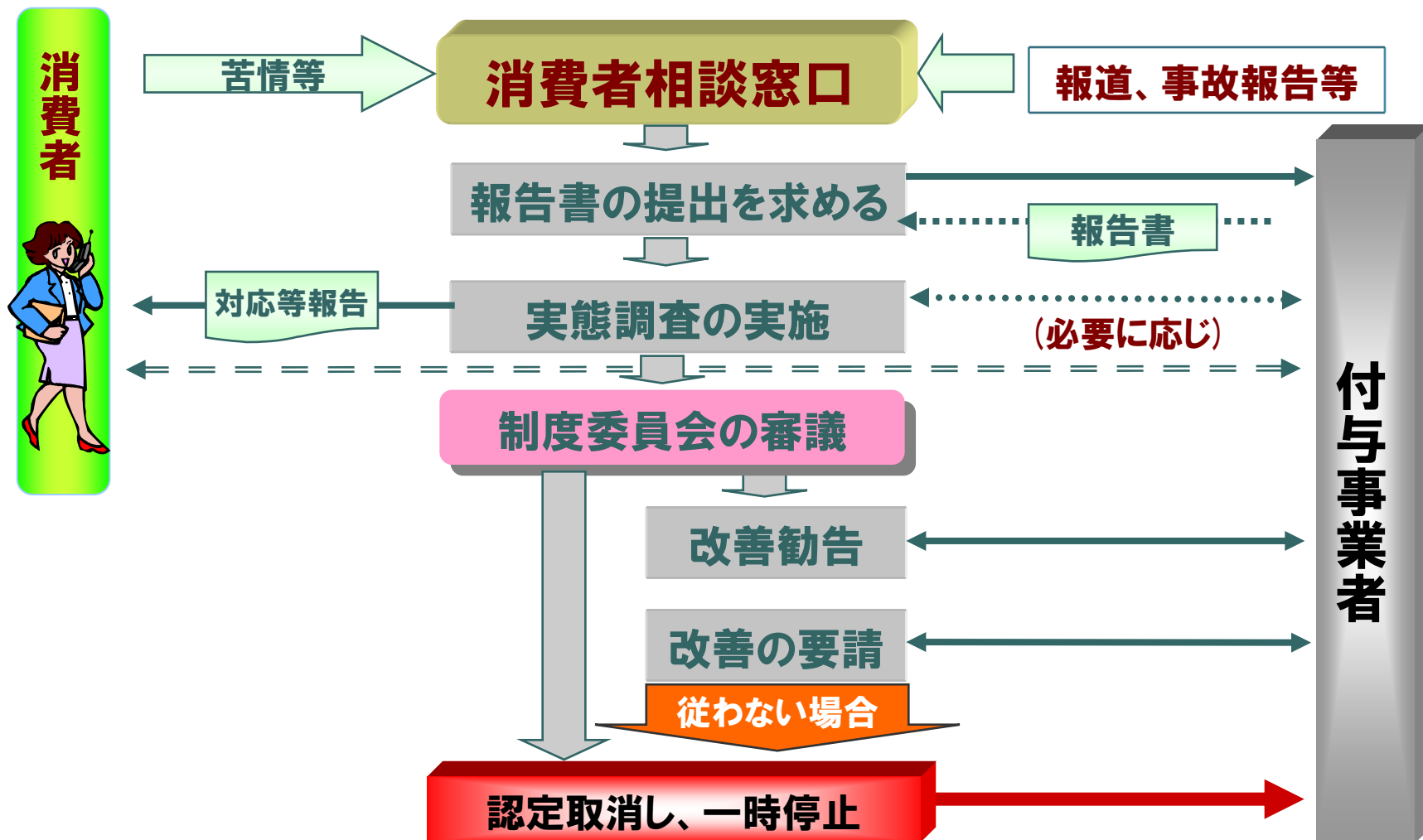
◆ 店頭
◆ 契約約款
◆ 封筒
◆ 宣伝・広告用資料
◆ 説明書
◆ 便箋
◆ 名刺
◆ ホームページ
等

- ホームページに使用する場合は、プライバシーマークからJIPDECのホームページにリンクを張ること

(3) 商標権等

- プライバシーマークに係る商標権等は、付与機関が保有

付与後の実態調査



料 金

(1) プライバシーマーク料金表

単位:万円(税込)

事業者規模	新規のとき			更新のとき		
	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
申請料	5	5	5	5	5	5
審査料	20	45	95	12	30	65
マーク使用料	5	10	20	5	10	20
合 計	30	60	120	22	45	90

*現地審査に係る宿泊費、旅費、移動に係る費用はJIPDEC又は指定機関の規程により別途請求

申請料：認定の可否に係わらず必要（申請時に納入）。

審査料：審査チーム（原則2名）が実施する文書審査、現地審査、改善内容の確認審査、審査報告の各工程全てに要する工数に該当する費用（審査の結果に関わらず必要。現地審査終了後に旅費等とともに一括納入）。

*現地審査に係る交通費、宿泊費等は、審査を担当した機関（JIPDECもしくは指定機関）の規程により別途請求。

マーク使用料：認定の有効期間（2年間）の使用料（プライバシーマーク付与認定後に一括納入）。



料 金

(2) 事業者規模区分

- ① 大規模事業者：中規模事業を超える事業者
- ② 中規模事業者：資本金、従業者数何れか一方を満たす事業者

	製造業その他	卸売業	小売業	サービス業
資本金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下
従業者	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下

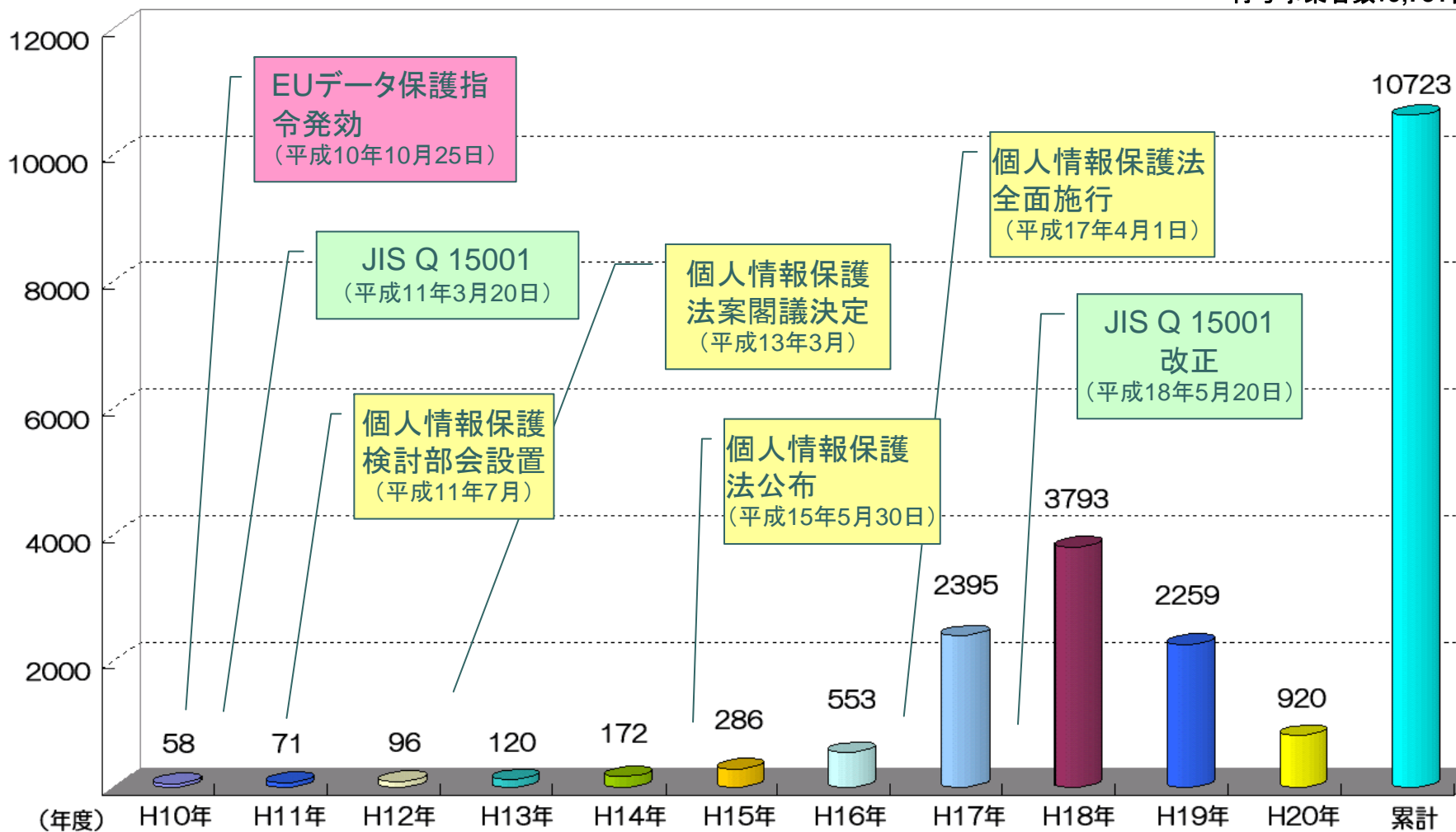
- ③ 小規模事業者：常時使用する従業者数が20人以下(商業、サービス業は5人以下)

現 状

付与事業者数の推移（平成20年10月28日現在）

※累計は新規認定件数の合計であり、合併・分社等によりマーク使用を中止した事業者も含む。

付与事業者数:9,781社

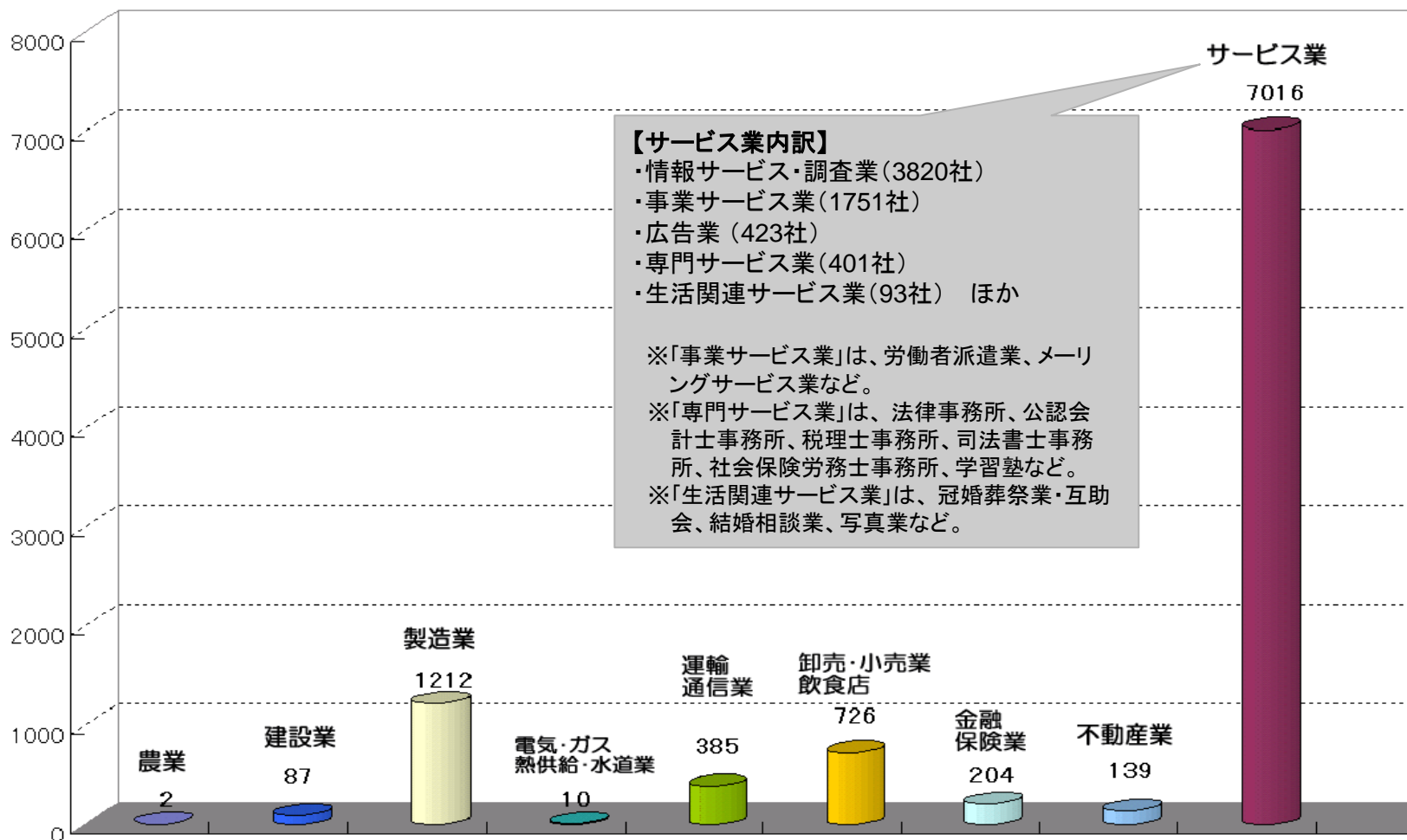


現 状

業種別付与事業者数（平成20年10月28日現在）

※現在、マークを使用している事業者の数。

付与事業者数:9,781社



現 状

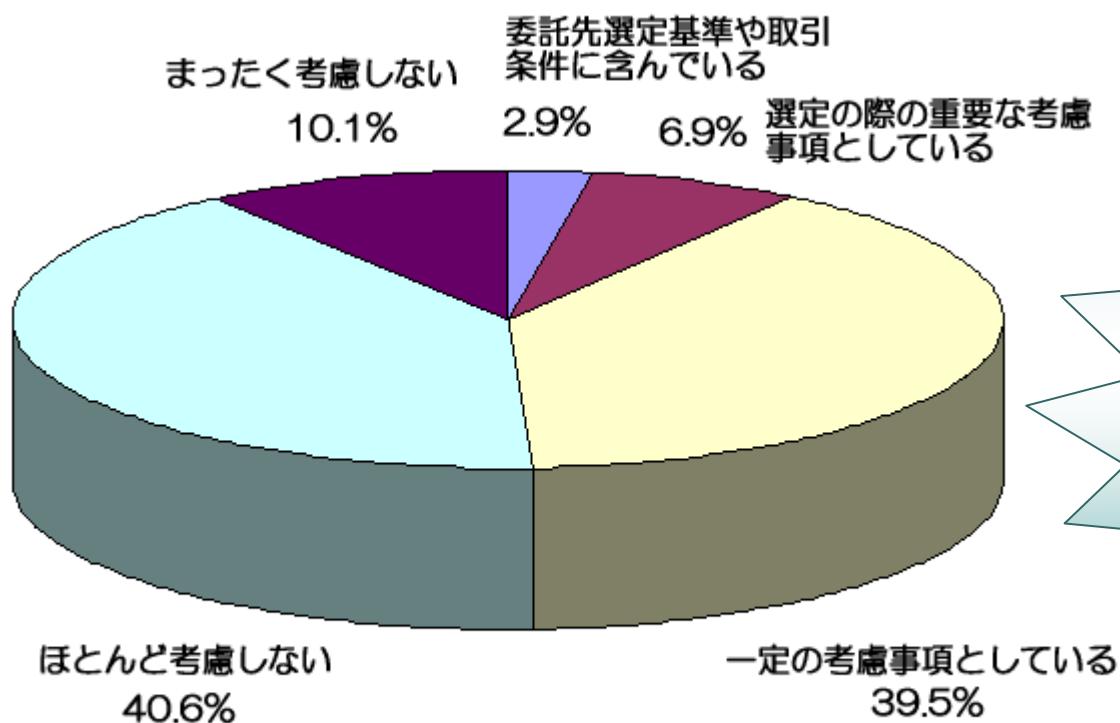
地区別・都道府県別付与事業者数（平成20年10月28日現在）

※現在マークを使用している事業者の数。

地区	地区別付与事業者数	都道府県	都道府県別付与事業者数	地区	地区別付与事業者数	都道府県	都道府県別認定数
北海道	196	北海道	196	近畿圏	456	和歌山県	24
東北	238	福島県	41			兵庫県	215
		青森県	22			奈良県	31
		秋田県	26			滋賀県	36
		山形県	27			京都府	150
		宮城県	97			大阪府	1,100
		岩手県	25			四国	136
関東	171	栃木県	54	高知県	11		
		群馬県	59	香川県	47		
		茨城県	58	愛媛県	47		
首都圏	800	千葉県	150	中国	320	島根県	25
		神奈川県	398			鳥取県	14
		埼玉県	252			山口県	38
東京都	4,845	広島県	144				
甲信越	170	長野県	64			岡山県	99
		山梨県	20			福岡県	292
		新潟県	86	長崎県	25		
北陸	144	福井県	41	九州	491	大分県	39
		富山県	27			鹿児島県	26
		石川県	76			佐賀県	16
中部	662	静岡県	102			熊本県	67
		三重県	41			宮崎県	26
		岐阜県	82			沖縄県	52
		愛知県	437	計	9,781		

参 考

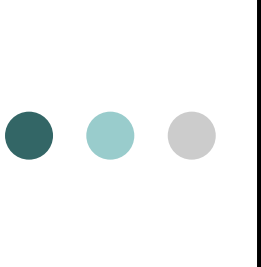
委託先のプライバシーマーク付与を考慮するか



約50%の企業が、委託先のPマーク付与の有無を考慮

出典: 経済産業省「経済産業分野の事業者における個人情報の保護に関する取組み実態調査2008」

(平成20年2月)



参 考

プライバシーマーク制度ホームページ

<http://privacymark.jp/>

プライバシーマーク制度に関するご質問

http://privacymark.jp/privacy_mark/faq/index.html